

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学ソフトボール部」と称する。

（目的）

第 2 条 ソフトボール部は週二回以上の練習を行い、学業の向上には健全な体や、精神の安定が必要で、日々の鍛錬により体力と精神力の向上に努めます。その中で仲間との信頼関係や責任感の大切さを習得し、本学の特色にしたいと考えます。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ソフトボール部に関する活動
- (2) ソフトボール部に関する大会への参加
- (3) ソフトボール部に関する、他大学生及び団体との交流
- (4) その他、本団体の目的を達成するために必要な活動

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員(以下「部員」という。 )として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、代表、副代表、主将、会計を置く。ただし必要な場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 ソフトボール部に顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 部員は活動のために、部費を納めるものとする。金額は原則 2,000 円とする。

大会のある月は 3,000 円とする。

第 9 条 今年度は原則、4 月から翌年 3 月までとし、年に一度、部員に会計報告を行い、承認を得るものとする。

(入部及び退部)

第10条 入部希望者は、代表にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第11条 退部を希望する部員は、代表にその旨を伝え、退部願を提出する。

第12条 第8条において、代表は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である場合は、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行った後、退部を認める。

(規約の変更)

第13条 規約の変更は、部員の会議を経た後、部員の承認を得たものとする。

(事故防止の義務)

第14条 ソフトボール部の部員全てが事故を未然に防ぐ能力を習得し、常に事故を防ぐための能力の最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第15条 部員が以下の行為を行った場合は、その程度により、注意喚起、又は退部を促す場合がある。

- (1) 第2条の目的から外れた場合。
- (2) 役員が職務を遂行しなかった場合。
- (3) 第8条に定める部費を納めない、または横領をした場合。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害した場合。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった場合。

(規約以外の規則)

第16条 本団体で規約以外の規約を定めることができる。

附則

本規約は、2007年4月1日から施行する。

附則

本規約は、2025年4月1日から施行する。